

(様式7の1)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

富 山 県 知 事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

記

- 請求金額 円
- 内 訳
請求内訳書のとおり
- 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（富山県第 区）
- 候補者の氏名
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

6 発行責任者及び担当者

(1) 発行責任者

役職		氏名		電話番号	
----	--	----	--	------	--

(2) 担当者

所属		氏名		電話番号	
----	--	----	--	------	--

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 請求金額の訂正はできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置（記名押印）がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

(燃 料 代)

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和 年 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
〃 月 日		円 × 〇 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 公費負担の対象となる燃料代は、自動車燃料代確認書に記載された自動車登録番号又は車両番号の選挙運動用自動車へ供給したものに限られます。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「基準限度額」(計)欄には、自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 5 金額はすべて税込みで記載してください。
- 6 「請求金額」(計)欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。